

足立区新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドライン

第6版
(改訂版)

令和3年1月8日
(令和3年2月4日一部改訂)

足立区新型コロナウイルス対策本部

新型コロナウイルス感染の感染拡大が続いている状況を受け、令和3年1月7日に国が緊急事態宣言を発令し、令和3年2月2日に発令期間を令和3年3月7日まで延長したことから、1月8日（金）から3月7日（日）まで（緊急事態宣言が解除されるまで）の間について次のとおり新型コロナウイルス感染症拡大防止ガイドラインを改訂した。

各イベント主催者及び施設管理者は本基準を参考とし、当該イベント・施設の状況に応じて追加策を講じること。

なお、本ガイドラインは東京都『事業所向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を基本として作成した。

1 施設利用及びイベント等の開催制限について

(1) イベント開催制限について

令和3年1月8日から令和3年3月7日まで

	屋内	屋外	その他
収容率	50%以内	—	—
人数上限	収容人数 50%以内 収容人数の定めのない施設は 使用条件を徹底	—	—
利用時間	原則として午後8時までとする		—
足立区新型コロナウイルス対策本部への報告	参加者 100人以上	参加者 200人以上	地域イベントで、祭りや屋外での音楽祭については開催を再考する。
使用条件（原則）	手指消毒、検温、 客はマスク着用、換気	手指消毒、検温、 客はマスク着用	—
名簿作成	作成（1か月保存） ※ 観客を除く	作成（1か月保存） ※ 観客を除く	—

※1 イベント等開催時の飲食は禁止並びにイベント後の会食も禁止

※2 保育園、学校等の行事については、別途慎重に対応

※3 学校施設貸出については、緊急事態宣言期間中は中止。解除後は別途慎重に対応

★ 会議の開催時においても感染拡大防止策に取り組むこと

(2) 施設利用者の名簿管理

ア 施設管理者は施設入場時に名簿を必ず準備し、施設利用者に記入を求めること

イ 利用団体代表者は利用者名簿を作成し、1カ月程度保管すること

2 利用者向け対策

(1) 入場時等における対策

- ・ 施設入口に「発熱のある方、体調不良の方は入場をご遠慮ください」という趣

旨の張り紙を掲出する【足立区独自】

- ・ 入場者の列は間隔（できるだけ2 m）を空ける。このための職員による行列の整理、立ち位置の目印を付すなど、入場整理を行うことで混雑を避ける
- ・ 可能な限り、入口・出口を分けるようにする
- ・ 入場者にマスク着用の徹底などの周知を図る
 - ※ マスク着用の張り紙を掲出する
 - ※ マスクを所持していない場合は配布する【足立区独自】
- ・ 発熱が疑われる利用者に対しては、非接触式体温計を用いて体温を測定し、発熱が認められる場合は入場を制限する
- ・ 入場口や施設内各所に消毒備品等を設置し、入場者の手洗いや手指消毒の徹底を図る
 - ※ 施設入場時に手指消毒の実施を促す張り紙を掲出すること【足立区独自】
- ・ エレベーター内では、他の利用者とのソーシャル・ディスタンスを保ち、会話は控える
- ・ 施設の規模に応じて入場者数や滞在時間の制限を設ける（とりわけ屋内施設で歓声や声援を伴うものについては、3密（密閉、密集、密接）にならないよう入場者数の制限に十分留意する）

（2）施設内における対策

- ・ 30分に5分、もしくは1時間に5～10分適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】
- ・ 施設内における座席や利用場所の配置を工夫するなど、人と人との間隔には配慮する
- ・ 利用者に対し、手洗い・消毒の慣行に加え、大声の会話を慎むよう適宜アナウンスする
- ・ 複数の人が使用する場所（トイレなど）、手や口が触れるようなもの（商品やコップ類など）をこまめに消毒・洗浄する
- ・ 利用者や来場者等に対する紙やチラシ類、販促品などの物の配布は手渡しで行うことは中止し、机等に設置するなど、据え置き方式で行う
- ・ 喫煙スペースがある場合は、3密（密閉、密集、密接）にならないよう利用者数の制限を設け、利用者に対して周知徹底を図る

3 主催者（従業員）向け対策

（1）職員の体調管理

- ・ 職員が使用する制服や衣服は、こまめに洗濯する
- ・ 職員に対し、出勤前の検温や新型コロナウイルス感染症を疑われる症状の有無を確認させ、毎日の報告を徹底する
- ・ 体調不良の場合は、休養を促し、勤務中に体調不良となった場合には、直ちに帰宅させ自宅待機とする

(2) 営業中における対策

- ・ 職員にこまめに石鹸で手洗いを行うよう指導する
- ・ 職員が、こまめに手洗いができない状況である場合は、適宜手指消毒を行うよう指導する
- ・ 手指消毒は市販のアルコール消毒液を原則とする【足立区独自】
※ 市販のアルコール消毒液の入手が困難な場合は、危機管理部が備蓄している高濃度アルコールを供出する【足立区独自】
- ・ 職員に勤務中のマスク着用を促す
- ・ 適宜換気を行う【足立区独自】
- ・ 可能な場合は窓、出入り口等を常時または適宜解放する【足立区独自】

(3) 更衣室・休憩時等における対策

- ・ 更衣室・休憩室の規模に相応しい人数以上の入室を制限し、休憩する際も対面での食事や会話をしないよう徹底する
- ・ 特に、屋内の休憩スペースについては、座席間のスペースを十分にとり、できる限り常時換気を行う
- ・ 職員同士が共有する物品や、手が頻繁に触れる場所をなるべく減らし、共有を避けることが難しい物品等（テーブル、椅子等）は、定期的に消毒する
- ・ 職員は、更衣室・休憩室に入退室する前後の手洗い・消毒を徹底する

4 施設環境整備

(1) レジ・窓口等における対策

- ・ レジや窓口など人と人の対面が想定される場所に、アクリル板や透明ビニールカーテンなどを設置し遮蔽する
- ・ レジ前など利用者の列が想定される場合には、立ち位置の目印を付すなど行列の整理を行うことで混雑を防ぐ
- ・ チケットレス、キャッシュレスなど、非接触によるやり取りが可能な手法をできる限り導入し接触機会を回避する

(2) トイレにおける対策

- ・ 適時、手袋・マスク着用の上、定期的に拭き上げ消毒を行う
- ・ ハンドドライヤー利用や共用タオルの使用は中止し、できる限り、ペーパータオルを設置する
- ・ 個室ではない便器（男性用小便器など）の利用に当たっては、一つおきに使用するよう、利用者に対して周知を図る

(3) ごみの廃棄における対策

- ・ 鼻水、唾液などが付いたマスク等のごみは、ビニール袋に入れて紐を縛るなど密閉した上で捨てるよう表示する

- ・ ゴミを回収する従業員は、収集の際に手袋・マスクを着用するとともに、手袋・マスクを脱いだ後は、必ず石けんと流水で手を洗ったうえで、手指消毒を徹底する

5 消毒・清掃について

- ・ 不特定多数の人が触れる場所・器具等（ドアノブ、タッチパネル、ベンチ、エレベーターのボタン等）は、次亜塩素酸ナトリウム水溶液による消毒を原則とする
- ・ 消毒液を雑巾、ペーパータオル等に含ませ拭き取る【足立区独自】
- ・ 使用した雑巾は再利用、ペーパータオルは通常のゴミと同様に廃棄する【足立区独自】
- ・ 消毒は次の機会に実施する【足立区独自】
 - ア 共用スペースは施設開館前、閉館後のほか、日に数回実施する
 - イ 会議室等貸出スペースについては、貸出終了ごと、利用者の入替ごとに実施

6 各業種に共通する感染拡大防止の主な取組例

主な取組みは、東京都『事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～「新しい日常」の定着に向けて～』を参照のこと

